

令和5年11月28日
島根県総務部人事課
課長 栗原 誠
課長補佐 北尾 真吾
電話番号 0852-22-6125

職員の処分について

このことについて、下記のとおり処分を行ったので、その概要を公表する。

記

- 1 該当職員
 - (1) 所 属 県東部の地方機関
 - (2) 職 位 主事・主任主事級
 - (3) 年 齢 27歳
 - (4) 性 別 男性
- 2 事案の概要 当該職員は、東京へ公務出張中であつた令和5年10月26日(木)11時頃、派遣型風俗店を利用し、当該風俗店の女性従業員を盗撮したことで、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」違反により逮捕された。
- 3 処分内容 停職 4月
- 4 発令日 令和5年11月28日
- 5 処分理由 職員が行った行為は、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当するとともに、公務出張中の行為は職務専念義務に違反する。また、県民の皆様の県行政に対する信用を損なう行為であり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法（昭和25年法律第261号）第33条の規定に違反することから、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当する。